

事務事業及び予算の執行実績
(令和7年度分)

監査委員事務局

目 次

監査委員事務局の施策等の概要	1
事務事業の概要	3
指摘等の概要	20
事業の根拠法令調	37
職員配置調	38
令和 7 年度歳入予算執行状況調	・ 40
預金調	42
郵券等受払調	42
令和 7 年度歳出予算執行状況調	・ 44
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	46
委託料に関する調	48
負担金支出調	50
備品・図書調	51
主要備品調	51

監 査 委 員 事 務 局 の 施 策 等 の 概 要

1 施策概要

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行った。

令和7年度は、前年度に引き続き、公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指し、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げることを基本方針とした。

(1) 監査・審査の実施状況

令和7年度は、監査基準に基づき、内部統制推進部局が行う検査結果等を活用し、合规性監査（試査）の効率化を図るとともに、事業手段（直営、委託、補助等）を踏まえて、経済性、効率性及び有効性の視点から、委託料や補助金の効果等を確認する3E監査に重点を置き実施した。

定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査を527か所実施し、指摘等の監査結果75件及び事務局長指導事項66件を出した。

監査結果のうち「意見」については、本庁各部局に対し、県政を取り巻く状況や目標達成状況、補助金の効率的、効果的な執行や事業の有効性等の3Eの観点から27件の「意見」を出した。また、全庁的又は部局全体として取り組むべき事項として、内部統制制度の充実強化、職員のコンプライアンス対策について、令和6年度に引き続き「意見」を出した。

随時監査においては、今後新図書館の整備に伴い国庫支出金を充当して行う事業の入札を執行することについて1件の「意見」を出した。

また、決算、財政の健全化判断比率等及び内部統制評価報告書の審査を行い、知事へ意見書を提出した。

(2) 再発の防止、事務事業の改善

監査結果を出した所属に対しては、改善措置状況の報告を求め、措置状況を評価、確認した。

また、同様の誤りが複数の所属で発生している事案については、執行部に対して定期的に情報提供を行い、全庁的な再発防止や内部統制の充実を要請した。

監査事務については、更なる効率的・効果的な監査の実施及び監査対象機関を含めた事務作業負担の軽減を図るため、オンラインによる予備監査の実施など、簡易な方法による監査の導入や、3E監査の充実に取り組んだ。

2 施策体系

施策目的 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

任務目的 県の行財政の適正な運営に資するため、監査、審査等を行う。

取組

監査結果等

予備監査等の実施状況

定期監査等の実施状況

監査結果等の決定、報告等

決算審査及び基金運用状況審査

健全化判断比率等審査

内部統制評価報告書の審査

例月出納検査の実施

包括外部監査

住民監査請求

監査情報の提供

予備監査業務の委託（アウトソーシング）

その他の監査業務の処理

3 職員の概要

（単位：人・歳）

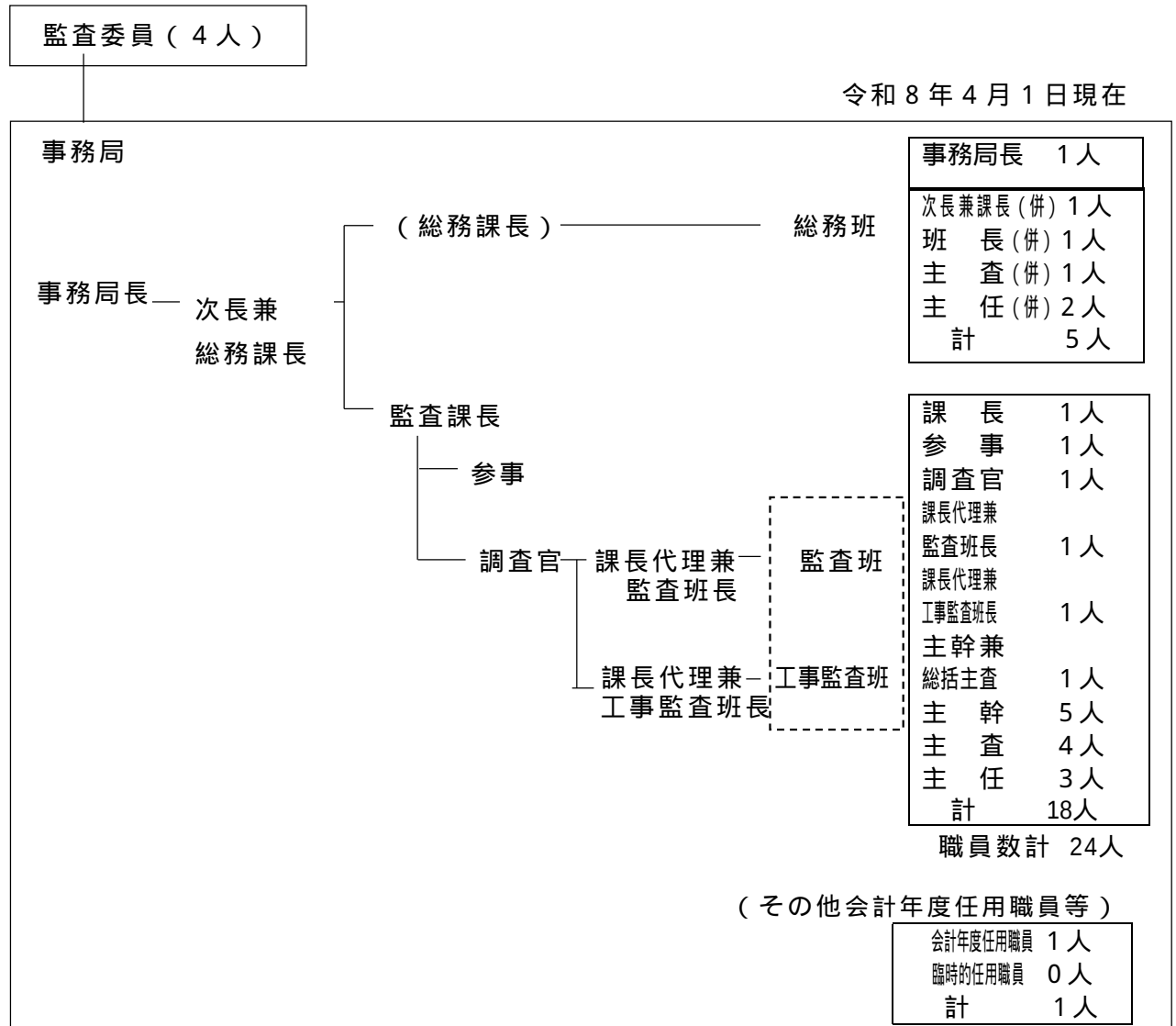
区 分	職 員 数			アの平均年齢	アの健康管理区分									未区分	計
	一般職員 ア	その他職員 イ	計 ウ		A 勤務休止	B 1	B 2	C 1	C 2	D 1	D 2	D 3			
						勤務時間短縮		時間外制限		平常勤務					
						要治療	要観察	要治療	要観察	要治療	要経過観察	医療不要			
監査委員事務局 計	19	1	20	51.4	1 (1)	0	0	2 (2)	0	8 (8)	4 (4)	4 (4)	0	19 (19)	

- （注） 1 本表は、本庁勤務職員について、4月1日現在で調製する。
- 2 市町等への派遣職員、臨時職員及び会計年度任用職員は「その他職員」欄に記載する。兼務職員及び併任職員は、本務所属において「一般職員」に記載し、その他の所属では記載しない。
- 3 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員は、「一般職員」に含める。
- 4 本年度の健康診断結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、（ ）書きで再掲する。
- 5 前年度に市町等へ派遣されていた職員等は、派遣先等の健康診断結果に基づき、該当箇所に記載する。
- 6 警察本部は、「D 3」と「未区分」の間に「区分なし」を追加して記載する。

事務事業の概要

【監査委員事務局】

< 組織図 >



監査課

- 1 施策の体系（総合計画）
該当しないため記載しない

2 監査委員

地方自治法第196条の規定により、次のとおり監査委員が選任されている。

監査委員

令和8年5月19日現在

区 分		氏 名	勤務年数	任 期		備 考
				就任年月日	満了年月日	
識見委員	常 勤 （代表）	山下 和俊	2年1月	令和6年4月1日	令和10年3月31日	代表就任 令和6年11月1日
〃	常 勤	松本 早已	1年6月	令和6年11月1日	令和10年10月31日	
議選委員	非常勤	増田 享大	0年0月	令和8年5月19日	令和9年4月29日	
〃	〃	河原崎 聖	0年0月	令和8年5月19日	令和9年4月29日	

3 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

(1) 監査結果等

監査実施箇所数

区 分	令和7年度
定期監査	469
随時監査（財務会計）	19
〃（工事技術）	4
財政的援助団体等監査	35
計	527

監査結果の件数

区 分	令和7年度
指 摘	10
注 意	37
意 見	28
計	75

事務局長指導事項の件数

区 分	令和7年度
指 導	66

(2) 予備監査等の実施状況

ア 本庁・出先機関、財政的援助団体等の予備監査

(ア) 実施時期

本庁については、6月から7月にかけて実施し、歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに財政の健全化判断比率等審査に係る予備審査も併せて実施した。また、出先機関及び財政的援助団体等については、監査委員による本監査の概ね1か月前を目途に実施した。

(イ) 実施方法

本庁については、部局を担当する職員１～２人で実施した。また、出先機関及び財政的援助団体等については、業務内容や規模に応じて監査班、工事監査班合わせて１か所当たり１～６人で半日又は１日～２日かけて実施した。

なお、財務監査の透明性、独立性及び専門性を一層高め、予備監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、本庁120か所、出先機関129か所及び財政的援助団体等27か所については、財務に関する予備監査業務を公認会計士に委託（アウトソーシング）した。

(ウ) 調査方法

事前に監査調書に基づく準備調査を行い、予備監査当日は、現地において事務事業、財務（会計経理・財産管理）及び工事技術について内容を聴取するとともに、関係書類、帳票の照合点検、工事現場の調査等を実施した。

なお、本庁、出先機関の予備監査においては、収入や報酬、職員手当（扶養・住居・通勤手当）、役務費、委託料、補助金等に係る支出等について調査を実施した。

イ 例月出納予備検査

担当職員又は公認会計士（委託）が、普通会計、歳入歳出外現金、基金及び公営企業会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計、静岡がんセンター事業会計及び流域下水道事業会計）を分担し、検査調書及び各種証拠書類に基づき、現金の出納、保管状況及び収支の動態について予備検査を行った。

(3) 定期監査等の実施状況

ア 定期監査

地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、監査計画に沿って本庁の各課215か所及び出先機関254か所（教育機関、県立学校、警察署を含む）合計469か所を対象に、定期監査を実施した。

なお、本庁215か所は全てを実地監査として部局単位で実施した。

出先機関については84か所を実地監査とし、その他の170か所は書面監査とした。このうち、内部統制が有効に機能していると判断される、３年連続して監査結果等がない機関（128か所）に対して試査項目を絞り、半日程度で実施する簡易な方法による監査を実施した。また、令和６年度に引き続き、事業実施箇所や執務室等の現場巡視を実施した。

イ 随時監査

地方自治法第199条第１項及び第５項の規定に基づき、随時監査を実施した。

監査対象機関の抱える課題を速やかに改善するため、不適切な入札執行に関する財務監査を１か所実施した。

また、現預金や郵券類等の現物確認を予告なく監査する「抜打ち監査」を18か

所実施した。

工事技術については、大規模な工事のうち施工途中のものを対象に4か所実施した。

ウ 財政的援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が資本金の25%以上を出資している団体や補助・貸付等の財政的援助をしている団体及び指定管理者計35団体に対して監査を実施した。

財政的援助団体等の監査実施状況

区 分	対 象 1	選定基準該当 2	実施箇所数	実 地	書 面
出資団体	32	30	13	1	12
補助団体	210	158	16	0	16
貸付団体	26	0	0	0	0
指定管理者	37	30	6	0	6
その他必要と認めた団体	534	534	0	0	0
合 計	839	752	35	1	34

1 対象団体 出資団体：出資率4分の1以上

補助団体：5,000万円以上

貸付団体：1億円以上

指定管理者：すべて

その他必要と認めた団体：補助金5,000万円未満、貸付額1億円未満の団体

2 選定基準 出資団体：公益信託、特別地方公共団体を除く

補助団体：執行部において検査体制を確立している団体（農業協同組合、地方公共団体等）及び国の管理団体を除く

他の区分で選定済のものを除く

(4) 監査結果等の決定、報告等

監査結果及び事務局長指導事項について、監査委員協議会において協議し、決定した。

ア 監査結果

監査の結果に基づき、次の区分により指摘等を行った。

(ア) 指摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

a 法令・条例・規則に違反している事項

b 収入確保に適切な措置を要する事項

c 予算を目的外に支出している事項

d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項

e 既に注意したもので是正又は改善がされていない事項

(イ) 注意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(ウ) 意見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

イ 事務局長指導事項

(ア) 指導

注意又は意見に掲げる事項に該当し、その内容が軽微である事項

ウ 監査結果等の周知徹底等

監査を実効あるものとするため、指摘等の対象となった機関等に対して事務局長が直接、監査結果等を伝達した。

また、各部局政策管理局長等に対して監査結果等の説明や複数の所属で多発している事案について情報提供を行い、各所属に対する監査結果等の周知徹底や全庁的な再発防止に向けた取組を依頼した。

エ 報告・公表及び意見の提出

監査の結果に関する報告及び意見を監査委員協議会において決定し、これを議長、知事及び関係機関に提出するとともに、県公報に登載し、併せて報道機関に資料提供した。

オ 改善措置状況の把握、公表

指摘等の監査結果の対象となった所属に対して、伝達後、おおむね3か月以内に改善措置状況の報告を求め、その改善状況の把握を行った。

また、次回の定期監査においても、改善措置の履行状況を確認していく。改善措置を講じた旨の報告を受けたものについては、県公報に登載して公表した。

カ 定期監査、随時監査、財政的援助団体等監査の結果

令和7年度の監査結果は、次のとおりである。

監査の実施状況

区 分		実施箇所 (A)	指摘等箇所 (B)	指摘等件数 (C)	指摘等件数の内訳									指摘等率 (B) / (A)
					指 摘			注 意			意 見			
					財 務	事 務 事 業	計	財 務	事 務 事 業	計	財 務	事 務 事 業	計	
定期 監査	知事部局	247	45	53	3	2	5	21	7	28		20	20	18.2
	企業局	5	2	2				2		2				40.0
	がんセンター局	1												0.0
	教育委員会	130	9	9	1	1	2	1	1	2		5	5	6.9
	公安委員会	72	3	3				1		1		2	2	4.2
	県議会・ 各種委員会	14	1	1		1	1							7.1
	計	469	60	68	4	4	8	25	8	33		27	27	12.8

随時監査	23	4	5	1		1	3		3	1		1	17.4
財政的援助団体等監査	35	2	2	1		1	1		1				5.7
合 計	527	66	75	6	4	10	29	8	37	1	27	28	12.5
6年度実績	518	42	47	2	1	3	17	8	25	2	17	19	8.1

上記監査結果のほか、「注意」又は「意見」に該当し、その内容が軽微である事項は、事務局長指導事項（指導）を出した。

区 分	事務局長指導事項（指導件数）			
	定期監査	随時監査	財政的援助団体等監査	合計
令和7年度	61	2	3	66
令和6年度	71	1	3	75

キ 監査種別の指摘等の内容（詳細は別紙「指摘等の概要」のとおり（「指導」を除く。））

〔定期監査〕

- (ア) 指摘 8 件
 - 財務 4 件
 - (a) 収入関係 1 件
 - 軽油引取税の課税誤り
 - (b) 契約関係 1 件
 - 建設工事における不適切な事務処理
 - (c) 財産関係 1 件
 - 研究用備品の亡失
 - (d) 工事技術関係 1 件
 - 建設工事における承認手続等の未実施
 - 事務事業 4 件
 - 個人情報の流出（書類の紛失）3 件、個人情報を含む書類の不適切な管理
- (イ) 注意 33件
 - 財務 25件
 - (a) 収入関係 6 件
 - 不適切な事務処理による過少申告加算金の賦課漏れ、行政財産使用料の誤徴収及び未徴収、不動産取得税の課税誤り、道路占用料の徴収誤り 2 件、個人事業税の課税誤り
 - (b) 支出関係 5 件
 - 予算令達前における指名通知、県民税市町交付金の算定誤り、消費税の納付遅延、所得税の納付遅延、予算令達前における指名通知
 - (c) 契約関係 5 件
 - 建設工事における不適切な入札手続、建設工事の契約内容の不適切な公

表、建設工事の契約内容の公表の未実施 2 件、業務委託における不適切な入札手続

(d) 財産関係 1 件

漁港区域内の看板転倒による車両損傷事故の発生

(e) 工事技術関係 8 件

建設工事における不適切な事務処理、建設工事における不適切な工期設定 4 件、業務委託における不適切な履行期間の設定、建設工事における不適切な積算、建設工事における不適切な監督業務

事務事業 8 件

個人情報の流出（USBメモリの紛失）、個人情報の流出（書類の紛失）、個人情報の流出（ファイルのメール添付）、会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理、通勤手当の不正受給 3 件、誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施

(ウ) 意見 27件

事務事業 27件

情報セキュリティ対策の推進 2 件、職員のコンプライアンスの推進、内部統制の充実強化 3 件、わたしの避難計画の効果的な普及、総合防災アプリ「静岡県防災」の活用、南アルプスの魅力発信と保全活動の推進、産業廃棄物収集運搬業の許可申請の標準処理期間内での処理の徹底、東静岡地区整備の推進、母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減、看護職員確保対策の推進、効率的な若者のUIターン就職支援、農林水産省が進める「地域計画」の推進、建設工事等における適正な工期等の設定の徹底、南海トラフ巨大地震に備えた無電柱化の実施箇所の明確化、水門や陸閘等の河川管理施設における動作不良時の対応、資金の効率的な運用、高速道路利用料の割引制度の活用、不祥事根絶の取組、いじめ対策の効果的な実施、行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施、ヘルメット着用の促進、施設開放に伴う学校の事務負担の軽減、不祥事根絶の取組、信号柱の適切な管理

(I) 指導 61件

収入関係 4 件、支出関係 7 件、契約関係 12 件、財産関係 6 件、工事技術関係 6 件、事務事業関係 26 件

〔随時監査〕

(ア) 指摘 1 件

財務（支出関係） 1 件

不適切な入札執行

(イ) 注意 3 件

財務（支出関係） 3 件

予算再配当前における入札公告等 2 件、支出関係書類の不適切な管理

(ウ) 意見 1 件

財務 1 件

国庫支出金を充当して行う事業の入札執行

(I) 指導 2 件

支出関係 1 件、契約関係 1 件

〔財政的援助団体等監査〕

(ア) 指摘 1 件

消耗備品台帳の未整備

(イ) 注意 1 件

建設工事における契約書の未作成

(ウ) 指導 1 件

業務委託における不適切な契約事務手続

(I) 助言 2 件

設計積算時点における工事積算基準の適用、建設工事における発注単位

(5) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 決算審査

(ア) 一般会計、特別会計

a 令和 6 年度静岡県歳入歳出決算について、令和 7 年 7 月 23 日から 8 月 28 日にかけて決算調書、証書類等の審査を行い、9 月 9 日に知事へ意見書を提出した。

b 歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、一部（安心こども基金収入）を除き、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認められた。

(イ) 公営企業

a 令和 6 年度の静岡県工業用水道事業会計、静岡県水道事業会計、静岡県地域振興整備事業会計、静岡県立静岡がんセンター事業会計及び静岡県流域下水道事業会計の決算について、令和 7 年 7 月 23 日から 8 月 28 日にかけて決算調書、証書類等の審査を行い、9 月 9 日に知事へ意見書を提出した。

b 決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、正確であると認められた。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認められた。

(ウ) 決算審査意見等の概要

会計別	内 容
一 般 会 計 ・ 特 別 会 計	(財政運営・予算執行) ・ 健全な財政運営に向け、中長期財政計画に基づき、全庁的に一層のスリム化に取り組むとともに、成長産業の育成を通じた税源涵養を進めるほか、国庫支出金等の財源活用など歳入確保策の充実を図られたい。 ・ 加えて、臨時財政対策債は、国から元利償還金が地方交付税の基準財政需要額に算入され、実質的な地方交付税として扱われているが、減少しているとはいえ、令和6年度の残高が1兆916億円以上となっており、県債残高全体の40.2%を占めていることから、引き続き国に対して、あらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な地方税制度の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた地方交付税制度に係る改革や償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。 ・ 県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、県職員の市町への短期派遣など、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。 ・ 県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。しかしながら、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等では実収入未済額は昨年度と比べ増えていることから、債務者の状況を確認しつつ、回収業務の専門家と連携を強化する等、効果的な手法を取り入れることで収入未済額の縮減に努力されたい。 ・ 事業執行に当たっては、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り繰越額の縮減に努められたい。 ・ 令和6年度の不用額は、一般会計、特別会計いずれも前年度を下回っている。財政の健全化を推進し、財源の有効な活用を図るため、当初予算計上時からより精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、引き続き効率的な予算執行に努められたい。 (事務執行) ・ 各内部統制推進部局及び内部統制評価部局においては、内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう、連携を図り、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化などに継続的に取り組み、適正な財務会計事務等の執行に努められたい。 ・ 令和6年度は、延床面積で37,407㎡を削減し、公共施設等総合管理計画の管理目標に対する削減率は累計で4.19%減となっている。当該目標を達成するため、計画的な削減に努められたい。なお、研修施設の安全性の確保のため

	に、建物劣化診断を実施し、中期維持保全計画を策定していることから、当初計画と個別施設計画による総量適正化との整合を図り、経済性・合理性に基づいた施設の維持・修繕に努められたい。
工業用水道事業会計	・経営戦略（第４期中期経営計画）改訂版」に基づいて、若手職員や中堅職員を計画的に配置するなど、長期的視点に立った人材育成を進め、組織体制の充実に努めながら積極的な経営革新に取り組まれたい。 ・収益確保については、企業の情報収集や産業展示会等でのＰＲ活動等を通じた新規顧客の開拓、未利用資産の売却など、積極的な取組に努められたい。 ・運営コスト削減については、浄水発生土処分費や動力費等の削減を進めることにより収支改善を目指し、更なる経営基盤の強化に努められたい。さらに、「第４期耐震計画」及び「第５期長期修繕・改良計画」に基づき、着実に施設や管路の耐震化を進められたい。 ・富士川工水と東駿河湾工水を統合した「ふじさん工業用水道」については、令和11年度の本格的な一体的水運用の開始を目指し、令和６年度から新たに設置するポンプ場の設計・施工に加え、浄水場等の運転・維持管理に包括的民間委託を導入した。一体的な運用によるコスト削減や工業用水の安定供給を果たせるよう事業を進められたい。
水道事業会計	・「経営戦略（第４期中期経営計画）改訂版」に基づいて、積極的な経営革新に取り組み、浄水発生土処分費や動力費の削減等による運営コストの削減により、健全経営の維持に努められたい。また、水道のＤＸの推進については、ＡＩによる塩素の適正注入率制御のシステム構築、管路台帳の３次元モデル化の推進、水道管の劣化診断に係るＡＩ技術の活用に引き続き取り組むとともに、新たな技術の導入可能性を検討し、業務の効率化に努められたい。 - さらに、「第４期耐震計画」及び「第５期長期修繕・改良計画」に基づき、着実に施設や管路の耐震化を進めるとともに、関係機関と連携し、災害や事故等の緊急事態に対応できる体制の維持に努められたい。 ・榛南水道と静岡県大井川広域水道企業団が運営する大井川広域水道の統合について、統合による将来の更新費用や維持管理コストの削減、契約水量と使用水量の乖離の解消など、受水地域にとって統合によるメリットが活かされるよう事業に取り組まれたい。 ・不用施設の廃止経費軽減に向けた関係機関との協議や、事業統合に係る更なる交付金の要件緩和・拡充についての国への要望などの取組を継続されたい。
地域振興整備事業会計	・「経営戦略（第４期中期経営計画）改訂版」に基づいて、工業用地等の造成に当たっては、市町や関係機関と連携した戦略的な開発候補地の掘り起こしを進めるとともに、セミ・レディーメード方式等の多彩な造成方式により、多様な企業ニーズに対応した高付加価値を生む工業用地等の供給を進められたい。また、効率的な施工方法や経費削減に向けた創意工夫に取り組み、経

	営の健全性を確保しつつ効果的な事業執行に努められたい。 ・「牧之原萩間」、「湖西内山」については、計画に沿った事業の推進に努められたい。
静岡がんセンター事業会計	・ 本県のがん治療の中核的な病院として、安定した医療を提供し病床稼働率の改善や手術件数の増加等による収益を確保するため、引き続き不足している医師の確保に努めるとともに、自治体病院としての役割を維持するために必要な経費を明確にした上で、令和7年度から10年度を対象とした経営再建の取組を着実に実施し、病院事業の黒字化を図っていただきたい。 ・ 過年度医業未収金については、患者本位のもと、患者に寄り添ったきめ細かい対応による未収金発生未然防止と、早期回収に努められたい。
流域下水道事業会計	・ 経営戦略については、近年の物価高騰の影響等を考慮し、より効率的な事業運営を目指した見直しを行った。ただし、重要なライフラインである下水道施設を維持するため、引き続き市町の負担軽減に留意しつつ、雨天時浸入水対策などの必要な各種施策を適切に実施し、健全な事業運営に努められたい。 ・ 下水道施設については、「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、点検調査や診断の結果により健全度を把握しながら、計画的な実行を通じて施設の長寿命化と事業費の平準化に努められたい。 ・ 能登半島地震を受け、流域下水道管路は全て急所施設に位置付けられたところであるが、管路の耐震化の状況は狩野川東部は0%、西部では42%である。耐震化は喫緊の課題であるため、令和7年1月に策定した「上下水道耐震化計画」に基づく管路の耐震診断を迅速に実施し、耐震性能が不足する場合には、具体的な補強対策を実施されたい。 ・ 令和7年1月に発生した埼玉県道路陥没事故を受け、国は「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し、同委員会からの提言を受けて、内径2m以上かつ、平成6年度以前に設置・改築された下水道管路の点検調査の実施を自治体に要請している。点検調査を迅速に実施し、対策を講ずべき箇所を明確にした上で、「上下水道耐震化計画」と調整を図りながら、管路の維持保全のための必要な対策を講じられたい。さらにAI等を活用した点検効率化について、国の技術開発状況を適宜確認し、積極的な活用を検討されたい。

イ 基金運用状況審査

静岡県立美術博物館建設基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

(6) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率等審査

(ア) 令和6年度健全化判断比率等について、令和7年8月18日から8月28日にかけて健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行い、9月9日に知事へ意見書を提出した。

(イ) 審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。健全化判断比率に関して、「長期的な視点に立ち公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。」、「地方債などの将来負担額の適正な管理に取り組み、将来の財政を圧迫することがないように努められたい。」との意見を付した。

また、資金不足比率に関して、「引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。」との意見を付した。

(7) 内部統制評価報告書の審査

ア 内部統制評価報告書の審査

(ア) 「静岡県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月(令和6年3月改定)総務省）の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行い、9月11日に知事へ意見書を提出した。

(イ) 審査した限りにおいて、評価手続に係る記載は概ね相当であると認められた。評価結果に係る記載は2つの事案を除き、概ね相当であると認められた。

財産台帳等への記載漏れ、地方職員共済組合負担金の過払い

(8) 例月出納検査の実施

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を毎月例日(27日～末日)に実施し、普通会計、歳入歳出外現金、基金及び公営企業会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計、静岡がんセンター事業会計及び流域下水道事業会計）の現金の出納、保管の状況及び収支の動態について検査した。その結果、いずれも適正に処理されていた。

(9) 包括外部監査

「DX推進の施策に係る財務事務等について」をテーマとした包括外部監査人による監査について、監査委員が監査委員協議会において次の項目について協議し、補助者の告示等を行うとともに、監査委員に提出された監査結果の公表等を行った。

< 包括外部監査に係る監査委員協議会等の開催 >

項目	実施日	合議結果
包括外部監査人が監査補助者を置く場合の協議	令和7年5月30日	特に異議なし
知事が包括外部監査人と契約しようとする際の意見	令和8年1月28日	堀井幸治氏を適当と認める
包括外部監査結果に関し必要と認めた場合の意見	令和8年3月17日	意見はなし

(10) 住民監査請求

地方自治法第242条の規定による住民からの監査請求について、10件の監査を実

施した。

	請求年月日	請 求 内 容	監査結果 通 知 日
1	7 年 6 月 9 日 (受付6月11日)	袋井土木事務所の不動産鑑定及び土地購入に係る支出に関する住民監査請求	棄却 7 年 8 月 8 日
2	7 年 8 月 24 日 (受付8月25日)	静岡県地価調査会の開催に係る報酬の支出に関する住民監査請求	却下 7 年10月10日
3	7 年10月23日 (受付10月24日)	静岡県地価調査会の会長の報酬の支出に関する住民監査請求	却下 7 年11月13日
4	7 年10月23日 (受付10月24日)	静岡県地価調査業務委託の委託料の支出に関する住民監査請求	棄却 7 年10月23日
5	7 年12月16日 (受付12月18日)	企業局の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求	一部却下 一部棄却 8 年 2 月 16 日
6	8 年 1 月 19 日 (受付1月21日)	住民監査請求の陳述に係る監査委員の報酬等の支出に関する住民監査請求	却下 8 年 3 月 18 日
7	8 年 3 月 13 日 (受付3月16日)	静岡県職員への給料の支給に関する住民監査請求	審査中
8	8 年 3 月 23 日 (受付8月25日)	静岡県監査委員に支出した報酬等(令和7年8月分)に関する住民監査請求	審査中
9	8 年 3 月 26 日 (受付3月30日)	静岡県監査委員に支出した報酬等(令和7年8月分、同11月分)に関する住民監査請求	審査中
10	8 年 3 月 28 日 (受付3月30日)	静岡県総務部職員厚生課等の名称変更に係る支出に関する住民監査請求	審査中

(11) 監査情報の提供

監査業務についての県民等の理解を深めるため、監査結果を県公報やホームページで積極的に公開するとともに、「監査年報」をとりまとめ、公表した。

(12) 予備監査業務等の委託(アウトソーシング)

アウトソーシング推進費 60,209,600円
(内 委託費 60,209,600円)

ア 予備監査業務の55.1%を公認会計士に委託した。

イ このうち、財政的援助団体等監査については、企業会計の専門家である公認会計士の専門的知識を活かすため予備監査業務の84.4%を委託した。

ウ 例月出納検査について、普通会計、歳入歳出外現金、基金、企業局会計、がんセンター事業会計、流域下水道事業会計のうち、普通会計、歳入歳出外現金、基金、企業局会計及びがんセンター事業会計の予備検査業務を公認会計士に委託し

た。

(アウトソーシングの実施箇所)

区 分		監査対象箇所等	アウトソーシング対象箇所等	実施率(%)	6年実施率(%)
定期監査	本 庁	215	120	55.8	50.0
	出先機関	254	129	50.8	50.4
(小 計)		469	249	53.1	50.2
財援団体等の監査		32	27	84.4	78.8
計		501	276	55.1	52.1
例月出納検査		4会計等	3会計等	—	—

(13) その他の監査業務

ア 監査委員協議会

監査等の年間計画、監査結果等の決定、報告及び公表、意見の提出等について協議するため、監査委員協議会を開催した。

令和7年度の委員協議会開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	協 議 内 容
令和7年5月30日	令和7年度包括外部監査人の補助者の協議
令和7年6月19日	住民監査請求の要件審査 令和7年度定期監査の結果の協議及び公表
令和7年7月18日	令和7年度包括外部監査人の補助者の協議
令和7年8月7日	住民監査請求の監査結果の決定
令和7年8月28日	令和6年度決算等審査意見 令和6年度健全化判断比率等審査意見
令和7年9月9日	令和6年度内部統制評価報告書の審査意見
令和7年9月18日	令和7年度定期監査の結果の協議及び公表
令和7年10月9日	住民監査請求の要件審査
令和7年11月11日	住民監査請求の要件審査
令和7年11月27日	令和7年度定期監査の結果の協議及び公表
令和7年12月18日	住民監査請求の監査結果の決定
令和8年1月9日	住民監査請求の要件審査
令和8年1月28日	令和8年度包括外部監査契約の締結に関する監査委員の意見
令和8年2月16日	住民監査請求の監査結果の決定
令和8年2月19日	令和7年度定期監査の結果の協議及び公表
令和8年3月17日	包括外部監査人の監査結果に関する監査委員の意見 住民監査請求の要件審査 令和7年度定期監査等の結果の協議及び公表 令和8年度監査計画等
令和8年3月30日	住民監査請求の要件審査

イ 全国協議会・研究会等

監査業務の向上のため、全都道府県及びブロックの監査委員並びに事務局職員で組織されている協議会、研究会等に関係者が出席し、監査のあり方、実施方法等について討議、研修を行っている。

令和7年度は、以下のとおり対応した。

協議会名	実施方法	開催県
第81回東海北陸地区監査委員協議会 及び第80回東海北陸地区監査委員事務局長会議	書面により実施	福井県
第78回全都道府県監査委員協議会連合会総会	対面により実施	東京都
第53回東海北陸七県監査委員事務局職員事務研究会	書面により実施	岐阜県

ウ 監査業務の見直し等

監査基準に基づき、内部統制に依拠した効率的な監査や3E監査の充実に取り組んだ。令和8年度に向けては、監査実施計画を見直し、予備監査の実施方法や合规性監査の内容の効率化を更に推進するとともに、重点調査項目の設定や学校等における監査テーマの設定による調査を行うなど3E監査の更なる充実を図ることとした。

4 評価、課題及び改善

(1) 評価

定期監査（本庁、出先機関）、財政的援助団体等の監査について、いずれも令和7年度は監査計画どおりに実施した。財務事務等が適正かつ効率的に執行されているかなどを監査し、法令違反等に対して指摘等を行うとともに、事務・事業の適正化に資するための意見を述べ、監査対象機関の事務・事業の見直しや改善を促すことができた。

本庁監査では、各部局の重要懸案事項の中から重点テーマを選定するなどして、業務委託や補助事業が目的にかなったものか、事業の効果を把握できているか、より経済的、効率的、効果的に行う方法がないかといった3Eの視点で監査を実施した。その結果、経済性の観点から「高速道路利用料の割引制度の活用」、有効性の観点から「総合防災アプリ」「静岡県防災」の活用、効率性の観点から「産業廃棄物収集運搬業の許可申請の標準処理期間内での処理の徹底」等についての意見をそれぞれ発出した。

出先機関においては、ICT機器の管理・活用状況、部活動の実施状況及びスクールバスの状況等について、3Eの視点で監査を実施した。

同様の誤りが複数の所属で発生している事案については、執行部に対して情報提供を行い、再発防止の取組を要請した。

随時監査では、不適切な入札執行（新図書館）について財務監査を実施し、不適切な事務に対し「指摘」及び「意見」を出したほか、抜打ちによる現金等の現物確認や施工途中の工事の進捗確認を行うなど、機動的・弾力的に監査を実施することができた。

監査結果については、法令に基づき速やかに議長・知事等へ報告し、県公報に登載するとともに、報道機関に資料提供して公表した。

決算審査及び財政の健全化判断比率等審査については、財政運営の健全化等に関する意見を付し、9月県議会定例会開催日まで知事へ意見書を提出した。

内部統制評価報告書については、各所属における内部統制の整備・運用状況の確認や内部統制評価部局等に対するヒアリングにより審査を行い、審査意見書を知事へ提出した。

予備監査業務等の委託（アウトソーシング）については、計画どおり249か所の監査を委託し、3件の監査結果等の報告を受けるなど、円滑な予備監査の実施に資することができた。

総合計画中に該当する指標はないため、上記のとおり記載。

（２）課題

令和２年度の内部統制制度の運用開始以降、経済性、効率性、有効性に着目した３Ｅ監査の充実が求められている。３Ｅ監査の充実に当たっては、限られた資源を活用して効果的な監査を行う必要がある。このため、内部統制との連携による合規性監査の効率化や、ＩＣＴの活用による事務負担軽減など監査事務の一層の効率化・合理化を図る必要がある。

また、毎年複数の所属で同様の誤りが発生していることから、これらについては内部統制の充実を働きかけるなど、再発防止を図っていく必要がある。

（３）改善

内部統制に依拠した監査を推進し、令和７年度の監査を踏まえて３Ｅ監査の更なる充実を図る。

合規性の観点による財務監査については、内部統制推進部局が行う検査結果等を活用し、検査状況が重複する部分は省略するなど、効果的な監査を実施する。

また、内部統制が有効に機能していると判断される機関（前年度監査結果等がない機関）や財務規模、財産規模が小さい機関に対しては試査項目を絞り、半日程度で実施する簡易な方法による監査を引き続き実施するとともに、交通の便が悪く財産規模が小さな所属において、オンラインによる予備監査を実施する。

内部統制機関の検査による指示事項等への対応状況及び再発防止の取組状況を重点調査項目とし、内部統制ポータルへの入力状況の確認や、対応状況を内部統制推進部局が確認しているかを確認するとともに、個別の事務処理について、リスクチェックを行いながら、予備監査を通じて、内部統制制度の浸透を図る。

３Ｅ監査については、本庁の事務事業監査において、各部局の重要懸案調書等

から重点テーマを選定して調査するほか、令和7年度に出先機関で調査した個別テーマの調査結果や課題について所管課の対応方針を確認する。

また、出先機関では、学校・特別支援学校におけるプールの利用・管理状況を調査するほか、学校におけるGIGAスクール構想で整備したタブレット端末の活用状況を調査する。そのほか、特別支援学校におけるスクールバスの利用実態調査をし、契約変更等の手続が適正に行われているか確認するなど、3E監査の一層の充実を図る。

不適切な事務の再発防止については、内部統制推進部局との情報交換を行い、注意喚起やチェックの仕組みの改善など内部統制の充実強化を促進する。

指摘等の概要

[定期監査]

監査結果（指摘 8 件、注意 33 件）

監査箇所	区分	概 要	
11月 機関名非公表 （沼津財務事務所）	指摘	件名	軽油引取税の課税誤り
		内容	財務事務所において、平成23年12月から令和6年11月までの間、他県の免税証により誤って軽油引取税の課税免除を行い、軽油1,603,700リットル、50,964千円の課税誤りを発生させた。
2月 伊豆の国特別支援学校	指摘	件名	建設工事における不適切な事務処理
		内容	伊豆の国特別支援学校は、令和7年度に実施したエレベーター修繕工事において、工期内に完成図書が提出されなかったことに対し、遡った日付による工期延長請求書を提出させ、工期延長の手続を実施していた。さらに、延長後の工期内においても完成図書が提出されなかったが、工期延長の手続を行わず、遡った日付による完成図書の受理及び検査手続を実施していた。
11月 水産・海洋技術研究所	指摘	件名	研究用備品の亡失
		内容	水産・海洋技術研究所は、駿河湾上で調査船の横移動用プロペラにケーブルを巻き込み切断したことで、水中テレビカメラロボット（取得価格40,480,000円）を亡失した。
2月 島田土木事務所	指摘	件名	建設工事における承認手続等の未実施 再発
		内容	島田土木事務所は、令和5年度に実施した水門設備工事において、増額した工事費に別の箇所から流用した国費を充当していたが、流用に必要となる国の承認を受けていなかったため、対象となる国費5,365千円の国への返還が必要となった。 また、令和6年度に実施した橋梁耐震対策工事において、河川法第24条及び第26条に基づく河川管理者の許可を受けずに工事を実施していた。 同所属は令和4年度の監査において許認可手続等の確認体制を整備する再発防止策を講ずるとしていたが、改善に結びついていなかった。
11月 東部農林事務所〔東部家畜保健衛生所〕	指摘	件名	個人情報の流出（書類の紛失） 再発
		内容	東部農林事務所は、契約者1名分の個人情報を含む用地取得関係書類を紛失した。 同所属には令和3年度の監査で同種の事案に対して再発防止策を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。
11月 沼津西高等学校	指摘	件名	個人情報の流出（書類の紛失） 再発
		内容	沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。 同校には令和5年度の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。

監査箇所	区分	概 要	
9月 議会事務局 (機関名非公表) (総務課)	指摘	件名	個人情報の流出(書類の紛失等)
		内容	議会事務局は、書類の受領や保管の際に適切な安全管理措置を講じていなかったため、特定個人情報等が記載された書類が所在不明となった。
3月 藤枝財務事務所	指摘	件名	個人情報を含む書類の不適切な管理
		内容	藤枝財務事務所は、自動車税種別割身体障害者等の減免に係る現況報告書 7,792 件を紛失した。紛失した書類に記載されていた個人情報には、氏名、住所、電話番号のほか、身体障害者減免に係る要配慮個人情報である障害の等級も含まれていた可能性がある。
2月 浜松財務事務所	注意	件名	不適切な事務処理による過少申告加算金の賦課漏れ
		内容	浜松財務事務所は、法人 1 社の法人事業税に係る修正申告書(令和元年度から 4 年度まで)について、過少申告加算金等の事務処理を怠り、28,000 円が賦課漏れ、うち 6,400 円が賦課できないこととなった。
9月 富士土木事務所	注意	件名	行政財産使用料の誤徴収及び未徴収
		内容	富士土木事務所は、平成 8 年度から令和 6 年度までの間、県有地外に設置された物件 2 件に対し、誤って行政財産の使用許可を行い、87,000 円の誤徴収を発生させた。 また、県有地内に設置されている物件 1 件については、推測ではあるものの 40 年以上にわたり行政財産の使用許可の手続がされていなかった。
11月 沼津財務事務所	注意	件名	不動産取得税の課税誤り
		内容	沼津財務事務所は、令和 3 年度に、不動産取得税の評価事務所として富士財務事務所管内の家屋の評価を行った際、誤って用途非課税に該当する箇所を含めて評価したため、課税事務所である富士財務事務所が不動産取得税の課税を 1 件誤り、1,625,200 円の誤徴収と 52,500 円の還付加算金を発生させた。
3月 藤枝財務事務所	注意	件名	個人事業税の課税誤り
		内容	藤枝財務事務所は、平成 30 年度から令和 5 年度までの間、個人事業税の課税要件に該当しない個人事業主に対し誤って課税し、1,845,700 円の誤徴収及び 67,800 円の還付加算金を発生させた。
9月 袋井土木事務所	注意	件名	道路占用料の徴収誤り
		内容	袋井土木事務所は、市町へ道路を移管した後も、引き続き道路占用料を誤って徴収し続け、平成 25 年度から令和 6 年度までの間、過徴収 5 件 455,346 円及び還付加算金 2 件 2,100 円を発生させた。
2月 島田土木事務所	注意	件名	道路占用料の徴収誤り
		内容	島田土木事務所は、市町へ道路を移管した後も引き続き道路占用料を誤って徴収し続けるなど、昭和 63 年度から令和 7 年度までの間、過徴収 14 件 3,380,040 円、還付加算金 2 件 7,800 円及び徴収不足 1 件 3,600 円を発生させた。

監査箇所	区分	概 要	
11月 畜産技術研究所	注意	件名	予算令達前における指名通知
		内容	畜産技術研究所は、令和 6 年度に実施した更衣室整備工事において、予算令達前に指名競争入札に関する指名通知書を送付していた。
3月 下田土木事務所	注意	件名	予算令達前における指名通知
		内容	下田土木事務所は、令和 6 年度に実施した護岸工事において、予算令達前に指名競争入札に関する指名通知書を送付していた。
9月 財務部 税務課	注意	件名	県民税市町交付金の算定誤り
		内容	税務課は、令和元年度から令和 6 年度にかけて、県民税市町交付金の算定を誤り、浜松市に対して 1,837,000 円を過大交付し、他の 34 市町に対して合計 1,839,000 円を過少交付した。
9月 企業局 経営課	注意	件名	消費税の納付遅延
		内容	企業局経営課は、水道事業に係る令和 5 年度消費税について、令和 6 年 2 月分の中間申告及び納付が令和 6 年 5 月末の期限に遅れ、延滞税 3,700 円を発生させた。
2月 焼津中央高等学校	注意	件名	所得税の納付遅延
		内容	焼津中央高等学校は、令和 7 年 7 月 10 日納付期限の所得税の納付を失念し、不納付加算税 5,000 円を発生させた。
3月 下田土木事務所	注意	件名	業務委託における不適切な入札手続
		内容	下田土木事務所は、令和 6 年度に実施した業務委託 5 件の入札手続において、誤った調査基準価格を適用していた。このうち 1 件は、入札参加者からの問合せにより誤りが判明し、入札手続をやり直していた。
9月 富士農林事務所	注意	件名	建設工事における不適切な入札手続
		内容	富士農林事務所は、令和 6 年度集落基盤整備朝霧高原地区集落道 4 号 4 工事の入札手続において、入札公告様式の不備及び違算により 2 回入札を中止し、また、電子入札システムの入札スケジュール登録の誤りにより 1 回入札を延期したため、事業実施に遅延が生じた。
9月 袋井土木事務所	注意	件名	建設工事の契約内容の不適切な公表
		内容	袋井土木事務所は、令和 5 年度に契約締結した予定価格 250 万円超の工事 495 件の全てについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 8 条に基づく契約内容の公表を実施していなかった。 また、令和 6 年度に契約締結した予定価格 250 万円超の工事 368 件の全てについて、同法同条に基づく契約内容の公表を契約後遅滞なく実施していなかった。
9月 企業局 西部事務所	注意	件名	建設工事の契約内容の公表の未実施
		内容	企業局西部事務所は、令和 6 年度に契約締結した予定価格 250 万円超の工事 69 件の全てについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 8 条に基づく契約内容の公表を実施していなかった。

監査箇所	区分	概 要	
2月 熱海土木事務所	注意	件名	建設工事の契約内容に関する公表の未実施
		内容	熱海土木事務所は、令和6年度に契約締結した予定価格250万円超の工事124件の全てについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条に基づく契約内容の公表を実施していなかった。
2月 焼津漁港管理事務所	注意	件名	漁港区域内の看板転倒による車両損傷事故の発生
		内容	焼津漁港管理事務所は、管理する漁港区域内の看板が転倒したことにより、隣接地に駐車中の車両を損傷させ、699,000円の損害賠償を行った。
9月 財務部 建築工事課	注意	件名	建設工事における不適切な事務処理（土壌汚染対策法）
		内容	建築工事課は、浜松工業高等学校が土壌汚染対策法における有害物使用特定施設であったことを認識しておらず、令和6年度浜松工業高等学校本館新築工事に先立ち実施した令和4、5年度の関連工事において、同法第4条第1項に基づく土地の形質変更届を提出していなかったことにより令和6年度の校舎新築工事の着手が遅れ、工事完成が遅延する見込みとなった。
11月 西部農林事務所	注意	件名	建設工事における不適切な工期設定
		内容	西部農林事務所は、令和6年度に実施した農業用水管の更新工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な短い期間を工期とする請負契約を締結していた。また、契約図書に工期設定の根拠資料を添付していなかった。
11月 沼津土木事務所	注意	件名	建設工事における不適切な工期設定
		内容	沼津土木事務所は、令和6年度に実施した道路拡幅工事において、先行工事の影響による工事着手時期の制約等を適切に反映した工期設定を行わず、実質的に施工が極めて困難な短い期間を工期とする請負契約を結んでいた。また、契約図書に工期の設定根拠を添付していなかった。
9月 田子の浦港管理事務所	注意	件名	建設工事における不適切な工期設定
		内容	田子の浦港管理事務所は、令和5年度に実施した荷役機械改良工事及び浚渫土処理工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。
2月 島田土木事務所	注意	件名	建設工事における不適切な工期設定 再発
		内容	島田土木事務所は、令和6年度に実施した道路拡幅工事及び護岸工事において、標準的な工期を確保せず、施工が困難な短い期間を工期とする請負契約を締結していた。 同所属には令和6年度の監査における同種の事案に対して再発防止策を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。
9月 清水港管理事務所	注意	件名	業務委託における不適切な履行期間の設定
		内容	清水港管理局は、令和5年度に実施した捕砂施設の設計業務委託において、業務価格を積算するための見積依頼時に確認した業務履行に要する日数を書面で残しておらず、履行期間の設定根拠が不明であった。 また、標準的な履行期間を確保せず、業務実施が極めて困難な期間を履行期間とする委託契約を締結していた。

監査箇所	区分	概 要	
9月 警察本部 総務部 施設課	注意	件名	建設工事における不適切な積算
		内容	警察本部総務部施設課は、令和6年度に実施した道路標示塗装工事及び速度違反自動監視記録装置撤去工事において、不適切な積算を行っていた。
11月 東部農林事務所〔東部家畜保健衛生所〕	注意	件名	建設工事における不適切な監督業務
		内容	東部農林事務所は、令和6年度に実施した農業用水管埋設工事において、現地調査に基づく設計変更の指示を適切な時期に行わず、設計変更により不要となった資材(埋設管3,796千円相当)を取得した。
9月 スポーツ・文化観光部 スポーツ政策課	注意	件名	個人情報の流出(USBメモリの紛失)
		内容	スポーツ政策課は、静岡県都市ボランティア名簿や静岡県内パラリンピック聖火ランナー名簿等の個人情報等が保存されている可能性のあるUSBメモリ4本を紛失した。
11月 東部健康福祉センター〔東部保健所、東部児童相談所、東部知的障害者更生相談所〕	注意	件名	個人情報の流出(書類の紛失)
		内容	東部健康福祉センターは、食品衛生法に基づく営業許可申請書1件を紛失した。紛失した書類には、申請者氏名、自宅住所及び生年月日などの個人情報が記載されていた。
9月 経済産業部 農業局 畜産振興課	注意	件名	個人情報の流出(ファイルのメール添付) 再発
		内容	農業局畜産振興課は、静岡県猟友会事務局及び西部猟友会事務局に対し、野生イノシシの豚熱検査結果を送付する際に、個人情報を含んだファイルを添付し、メール送信した。 同課には前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。
11月 富士山世界遺産センター	注意	件名	会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理
		内容	富士山世界遺産センターは、平成29年9月から労災保険適用事務所に該当しているにもかかわらず、令和5年11月まで労災保険に未加入であることに気付かず、労働基準監督署に労災保険に係る必要な届出を行っていなかった。
9月 危機管理部 (機関名非公表) (危機情報課)	注意	件名	通勤手当の不正受給
		内容	危機管理部の会計年度任用職員は、令和2年4月から令和6年6月までの51か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出ながら、自家用車で通勤し、通勤手当の差額243,147円を不正に受給した。
9月 危機管理部 (機関名非公表) (危機対策課)	注意	件名	通勤手当の不正受給
		内容	危機管理部の会計年度任用職員は、令和2年8月から令和6年10月までの51か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出ながら、復路は自家用車で通勤し、通勤手当の差額26,798円を不正に受給した。

監査箇所	区分	概 要	
3月 機関名非公表 （農林環境専門職大学）	注意	件名	通勤手当の不正受給
		内容	知事部局出先機関の会計年度任用職員は、令和3年4月から令和6年9月までの42か月間、通勤届では定期券を利用する旨を届け出ながら、高齢者割引制度を利用して低料金で通勤し、通勤手当の差額450,704円を不正に受給した。
9月 教育委員会事務局 義務教育課	注意	件名	誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施
		内容	教育委員会事務局義務教育課は、令和7年5月10日に実施した教員採用第1次選考試験において、出願区分「社会人経験者を対象とした選考」に出願した4人に対して、誤った試験問題で試験を実施した。

令和7年度 本庁意見一覧

監査結果（意見27件）

監査箇所	区分	概要	
企画部 電子県庁課 総務部 法務文書課	意見	件名	情報セキュリティ対策の推進
		内容	本県における情報セキュリティインシデントの発生状況は、令和4年度・5年度・6年度に各13件が発生しており、減少する兆しが見えませんが、 情報セキュリティポリシーに基づき、技術的対策として講じた三層の対策や情報セキュリティクラウドのほか、EDR、サイバーハイジーンなど、先進的な取組が奏効している一方で、人的対策として職員向けに情報セキュリティ研修を実施しているものの、電子メールの誤送信など、主として職員や業務委託先によるヒューマンエラーがインシデントに繋がっています。 以上を踏まえ、以下の対応に取り組んでください。 (1) 職員向けの研修について、その内容を適時に最新のものと見直すとともに、受講率100%を必達目標とした上で、組織的に受講を促進する取組の強化や研修効果の測定を実施してください。 また、未受講者については、未受講の理由を精査の上、解消策を講じてください。 (2) 職員によるインシデントが発生した場合には、その原因を徹底して究明してください。また、特に多く発生しているメールの誤送付を防ぐためのダブルチェックマニュアルを作成するなど、原因に応じた具体的な対策を実施してください。 (3) 業務委託先については、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項に基づく具体的な取組内容を確認するなど、意識啓発及びインシデント発生予防に努めるとともに、インシデントが発生した際には、その原因の徹底究明や対応方策の検討・実施をしてください。 (4) (1)から(3)について、関係する内部統制推進機関と連携し、組織的かつ着実に実施してください。 (5) インシデントの要因の中に、システムの機能及び操作性の問題やシステム間の連携不足などが含まれているようであれば、費用対効果を踏まえた上で、システムの改修や刷新なども検討してください。
総務部 人事課	意見	件名	職員のコンプライアンスの推進
		内容	コンプライアンスの推進については、庁内推進組織である「静岡県コンプライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づき取組が進められています。 令和5年度から6年度にかけては全庁特別監察を実施し、38か所（実施箇所の15.7%）で改善事項が見つかりました。その上で、そこで確認された改善事項の具体的な事例やその対策と好事例を庁内で共有しました。 しかし、令和6年度は、逮捕者こそ1人と、令和5年度よりも2人減りましたが、懲戒処分は8件と、過去5年間で最大だった令和5年度よりも、さらに多くなりました。うち公務上におけるものが、5件と半数以上を占めています。特別監察を受けた情報共有の取組は、一部の職員には有効ですが、例えば、制度自体の知識がない職員に対しては、制度の理解を浸透させる研修などの

監査箇所	区分	概要	
			取組を一層充実させる方が効果的と考えます。関係所属と連携し、職員個々に対してより効果的な取組を実施するとともに、県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。
総務部 人事課 財務部 行政経営課 出納局 会計支援課	意見	件名	内部統制の充実強化
		内容	本県における内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制の充実強化に取り組んでください。 (1) 令和6年度一般会計歳入決算の計数において、第10款の財産収入として調定・収入した安心こども基金収入のうち8億2,708万1,353円は、第12款の繰入金として調定・収入すべきものと確認できたため、決算書の修正を検討するよう、決算審査において意見を付しました。 昨年度、正確な歳入歳出決算書の作成について意見を発出していますが、決算書内容の信頼性確保という点で、内部統制が十分に機能していなかったといえます。今回の事案について、関係部局への調査を実施し、原因を把握した上で、リスクの対象とするかの検討を含め、内部統制環境の整備に努めてください。また、内部統制の現状と課題を把握し、適切な評価に努めてください。 (2) 令和7年度の組織改正により、行政経営課の中に、評価部局である行政経営班と推進部局である財産管理班が併存する体制となりました。「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月(令和6年3月改定)総務省)においては、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められており、評価の独立性を担保していく必要があります。ついては、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、本県における内部統制の体制の見直しについて検討してください。
危機管理部 危機政策課	意見	件名	わたしの避難計画の効果的な普及
		内容	危機管理部では、県民の早期避難意識の向上と災害時の避難行動の明確化を図るため、災害リスクに応じた個人ごとの避難計画が作成されるよう、県内の全世帯に向けて冊子「わたしの避難計画」を作成し、市町を通じて配布を進めています。冊子の配布は、令和6年度末時点で県内70%の地区で完了しており、令和7年度には県内全地区への配布が完了する予定です。 また、冊子を配布するだけでなく、Web上で避難計画を作成できるポータルサイトの運用や、「わたひな普及員」を育成するなど、計画作成を促す取組も進めています。 更に、地震・津波対策交付金に、「わたしの避難計画持続化計画」を作成した市町だけが活用できる「わたしの避難計画持続化メニュー」を設け、市町に対し、わたしの避難計画への持続的な取組を促しています。 しかし、避難計画の作成率は、令和6年度までに全地域への冊子の配布が完了した12市町で16.7%と低い水準に留まっています。 県には計画作成を促すための更なる取組が求められますが、災害のリスクは地域によって差があり、それに応じて避難計画の必要性も異なります。

監査箇所	区分	概要	
			については、全県域を均等に扱うばかりでなく、災害リスクが高く、避難計画の作成が特に求められる地域に的を絞って作成を促すなど、効率的な取組の実施も検討してください。また、人手が不足している市町に対しては、県が積極的な支援を行うとともに、必要に応じて避難計画の作成状況を把握するなどして、取組の見直しを行ってください。
危機管理部 危機情報課	意見	件名	総合防災アプリ「静岡県防災」の活用
		内容	危機管理部では、緊急防災情報の伝達手段の多重化や地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援等を目的に、令和元年6月から総合防災アプリ「静岡県防災」を運用しています。 これまで「アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合」を令和7年度に100%とする目標を掲げ、利便性を高めるためのアプリの機能改修や、自主防災組織への働き掛け等を行ってきましたが、令和6年度末の同割合は34.8%となっており、目標から大きく乖離しています。 また、令和7年6月時点のアプリのアクティブユーザー数は約12万8千人であり、アプリが広く県民に利用されているとは言えない状況です。 アプリには、開発、保守及び周知啓発に係る費用として令和6年度末までに1億6千万円超の予算が投じられてきましたが、現状の自主防災組織における活用状況やアクティブユーザー数を踏まえるとその費用対効果は低いと言わざるを得ません。 更に、防災情報の提供機能等の民間の防災アプリと重複する機能については、予算の効率的な執行の観点から、今後も予算を投じて維持するべきか検討が必要と考えます。 については、アプリに関するこれまでの取組とその効果を検証するとともに、予算の効率的・効果的な執行の観点等も踏まえて、今後のアプリの在り方を検討してください。
くらし・環境部 環境局 自然保護課	意見	件名	南アルプスの魅力発信と保全活動の推進
		内容	南アルプスの環境保全を進めながら利活用を促進する取組が、県をはじめ、南アルプスを未来につなぐ会や南アルプス未来財団、南アルプス学会、地域住民、企業、NPO、大学などにより進められています。 県が実施する南アルプスの保全および利活用促進事業は、地域の生態系を保全しつつ環境教育や魅力発信を通じて地域の活性化を図ることを目的としています。この事業では、南アルプス環境保全基金を活用し、希少種の調査や環境学習サイト「南アルプスの宝箱」の運営、ニホンジカの食害対策、交通アクセスの改善などが進められています。 一方で、事業の財源である静岡県南アルプス環境保全基金の残高が著しく減少しています。令和5年度残高は63,563千円でしたが、令和6年度残高は37,328千円となっており、令和6年度の歳入8,766千円に対し歳出は35,001千円で、歳出が歳入を大幅に超過している状況です。また、基金事業の財源となる寄付金の募集についても、継続的な寄付金の確保が課題となっています。 基金による財源が減少している中で、自然環境の保全や利活用の促進に向けた関係者の協働による取組を継続的に支援していくためには、各事業の効果を測定し、特に効果的と考えられる事業を選

監査箇所	区分	概要	
			定して、優先的に取り組むなど、限られた財源を効率的・効果的に活用していくことが求められます。また、新たな寄付団体の募集や継続的な寄付金の確保を図るなど財源の確保が必要と考えます。 ついては、南アルプスの環境保全と利活用の促進を図るため、県の役割を十分に果たすことができるよう、南アルプス環境保全基金の安定的な運営に努め、効果的に事業を推進してください。
くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課	意見	件名	産業廃棄物収集運搬業の許可申請の標準処理期間内での処理の徹底
		内容	産業廃棄物収集運搬業の許可申請の状況について、令和6年度の申請件数は1,758件に上りました。このうち、申請件数の46.1%にあたる810件が標準処理期間である40日を超過し、最長では173日を要するケースも確認されています。 こうした状況は、事業者の業務着手に支障を来すとともに、申請が適時に許可されないことについて、申請窓口である健康福祉センターに対する苦情にも繋がっています。 全国的には、他の地方公共団体で取得した許可証の写しを利用することで、欠格要件照会に要する時間の短縮が可能となる先行許可制度が、令和7年度の調査時点で40都道府県中36都道府県において広く導入され、審査手続の簡素化や省力化が実現されています。 本県においても、先行許可制度の導入など、他県の取組を参考とし、標準処理期間内での処理の徹底に努めてください。
スポーツ・文化観光部 企画経理課	意見	件名	東静岡地区整備の推進
		内容	県では、東静岡地区整備について、平成27年3月に「“ふじのくに”文化力」を活かした地域づくり基本構想」を定め、その理念や考え方を基に、東静岡駅南口県有地にスポーツと文化の拠点を整備することを検討してきました。 県有地のうち、東側部分は県立新図書館の建設予定地として検討されているものの、西側部分については令和6年度までの市場調査を経てもなお、具体的な整備計画が示されないまま、基本構想の策定から10年余が経過しています。 当該県有地は平成11年3月に静岡県土地開発公社から取得したものであり、県有財産を、具体的な利活用計画の無いまま長期間保有しつづけることは、大きな機会損失です。 県は、静岡市が進める東静岡地区まちづくりと連携しつつも、県としての主体性を発揮し、できるだけ早期に具体的な活用ビジョンを描いて、東静岡駅南口県有地の整備方針を定めていくよう努めてください。
健康福祉部 こども若者局 こども家庭課	意見	件名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減
		内容	事業における収入未済額は年々増加し、令和6年度末における収入未済額の総額は、令和5年度末と比較して36,780千円増の836,700千円余となりました。 収入未済額については、現年度の発生を抑えることが大切ですが、令和6年度も現年度の発生額が増加しています。 債権管理は、個々の債務者の状況を具体的に把握し、回収可能なものは回収し、回収できない合理的な理由があるものについては不能欠損処理を検討すべきです。

監査箇所	区分	概要	
			また、健康福祉センターで債権管理に携わっている職員には、実務的な悩みや対人関係に起因するストレスの発生等が想定されるところ、法律的な側面のみならず実務や心理面でのフォローなど広範囲に渡る支援が必要であると考えます。 については、債務者個々の状況を十分に確認し適切な債権管理を行うとともに、当事業の実施体制の強化を検討し、収入未済額のより一層の縮減に努めてください。
健康福祉部 医療局 地域医療課	意見	件名	看護職員確保対策の推進
		内容	国による看護職員需給推計では、本県における令和7年に必要な看護職員数4万7,046人に対し、令和4年12月末現在では4万4,510人で2,536人の不足となっています。 県では、看護職員確保対策として、「養给力強化」「離職防止・定着促進」「再就業支援」「看護の質の向上」の4本柱を中心に取り組んでおり、現状のペースで就業者の増加が続けば令和8年には充足すると見込まれていますが、地域ごとの偏在や勤務環境を原因とする離職者の存在が依然として課題となっています。 少子高齢化の進行や医療の高度化等により看護需要が増大していますので、引き続き総合的な看護職員確保対策を推進してください。 また、養给力強化については、公立・私立を問わず養成機関と協力して看護職員の養成に取り組んでいるところですが、県立看護専門学校は、定員充足率の低下が顕著であり、特に看護2学科の入学者数減少が極めて深刻な状態となっています。学生に選ばれる魅力ある学校づくりを目指して「県立看護専門学校の魅力づくり検討会」を設置し、検討を始めていますが、学校の在り方を含めた抜本的な見直しを行う必要があるものと思われます。県立看護専門学校の役割として、いかに看護職員を確保していくのか、将来に向け更に有効な対策を検討してください。
経済産業部 就業支援局 産業人材課	意見	件名	効率的な若者のU I ターン就職支援
		内容	若者のU I ターン就職支援事業では、県内産業の人材確保を図るため、学生や若い社会人に対しSNS等を活用した情報発信を行うとともに、県内企業とのマッチングを支援し、若者の県内就職を促進するもので、成果目標として、令和7年度の県内出身大学生のUターン就職率43%を目指しています。 支援内容とその効果に着眼して監査したところ、成果指標である県内出身大学生のUターン就職率は、令和4年度末と比較し1.3ポイント下回り、令和5年度末時点では、32.9%と減少傾向にあり、目標の達成が厳しい状況です。 本事業の取組のうち、「ふじのくにパスポート」の配布は、平成30年度から開始され、事業初期にパスポートを配布された学生の多くが既に就職していますが、パスポートの配布効果の把握が困難とのことでした。また、パスポートの配布は、LINE等への登録誘導が目的の一つですが、令和6年度から配布時期を高校3年生から高校1年生に前倒しして、3学年分約10万枚、累計約33万枚を配布したのに対し、LINE等の新規登録者数は約5千人、累計約3万人という状況です。当該取組は、効果の把握が難しく、目標達成に向けて十分に効果が発揮されているとは言えない状況です。

監査箇所	区分	概要	
			パスポートの配布に関し、デジタル技術の活用やターゲット層へのより効果的なアプローチ方法について検討してください。パスポートの配布を高校1年生に前倒ししたことから、配布から就職活動まで5年以上かかることとなりますので、LINE等に登録された方々に登録を継続いただけるように、実際に就職活動をしている若者の声を取り入れつつ、価値のある情報、興味を引く情報の発信に取り組んでください。 また、効果が把握できなければ的確な改善が難しいことから、効果を測定できる仕組みを検討してください。
経済産業部 農業局 農業ビジネス課	意見	件名	農林水産省が進める「地域計画」の推進
		内容	令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等が改正されたことに伴い、市町による地域の農地利用の将来像を明確化した「地域計画」等の策定が義務づけられ、令和6年度末までに計画を策定することとされました。県は、各市町の地域計画の策定をサポートし、期限までに県内34市町242地域の地域計画の策定が完了しました。 地域計画の策定が完了したものの、令和6年12月に実施した市町に対するアンケートにおいて、「地域の農業の将来について十分に協議することができたか」の問いには、58%が「将来像までは描けなかったが、地域の課題を把握できた。」、21%が「十分な協議ができなかった。」との回答でした。十分な協議ができなかった理由として、50%が「話し合いの回数が少なかった。」と回答しており、2年間という短期間では農地利用の将来像を明確化できた地域が少ない状況です。 地域計画の策定に当たり、県として令和6年度は、地域計画策定説明会における先行事例の紹介、全市町との個別相談会の開催、地域における話し合いへの参加、専門家の市町への派遣等を実施しました。令和7年度以降は、策定した地域計画の改善に向けて、地域における話し合いの推進や法人誘致等に取り組む予定です。 高齢化が急速に進む現状においては、後継者が決まっていない農業者を含む地域の地域計画の改善に早急に取り組む必要があり、県の積極的な関与や市町への支援が不可欠であると考えます。地域計画策定の過程で明らかになった課題への対応策を各市町と連携して検討し、本県の農業の特徴や各市町の実情に応じて柔軟に地域計画を改善できるよう、市町への積極的な支援に取り組んでください。
交通基盤部 政策管理局 経理課 建設政策課	意見	件名	建設工事等における適正な工期等の設定の徹底
		内容	建設工事や建設関連業務委託（以下、「建設工事等」という。）における工期や履行期間（以下、「工期等」という。）の適正な設定は、建設業法における著しく短い工期の禁止に関する規定（令和2年10月1日施行）、公共工事の品質確保の促進に関する法律における発注者の責務に関する規定（平成26年6月4日施行、令和元年6月14日施行）に明記されています。 これらを踏まえ、県では、建設産業における週休2日の推進に向けた適切な工期設定を行うことを目的として策定した「工期設定実施要領」及び建設関連業務における働き方改革に配慮した適正な履行期間の設定を行うことを目的として策定した「履行期間設定実施要領」（以下、「要領」という。）に基づき、適正な工期等を設定した上で発注を行うこととしています。

監査箇所	区分	概要	
			令和 6 年度の交通基盤部の出先機関の定期監査において、12 月以降に年度内を工期等として発注し、かつ予算繰越を伴う工期等の延長を行った建設工事等の抽出調査を行ったところ、契約時の工期等を要領に基づく日数よりも短く設定し、契約後に年度をまたぐ工期等の延長を行っていた事案が少なからずあり、その中で施工が困難な工期を設定していた工事や、業務実施が困難な履行期間を設定していた業務委託に対して監査結果等を発出したところです。これらの事案は、議会における予算の繰越承認を得た上で、年度をまたいだ工期等を設定し発注するべきでした。 適正な工期等を確保できないにもかかわらず、年度内の完了を前提とした工期等の設定は、受注者のコスト増につながり、建設工事等の品質や、健全な建設産業等の発展に影響を与えることとなります。また、結果として、工期等の延長が必要となり、受発注者双方において無駄な契約事務が発生するほか、議会における予算の繰越承認が得られなかった場合には、建設工事等の数量減少や打ち切りを行うこととなり、所期の目的を達成できず、県行政への不信感を招くこととなります。 このため、出先機関の予算執行状況のヒアリング等の際には、当該予算により発注する建設工事等を確認し、年度内で適正な工期等を確保できない建設工事等は、予算の繰越承認を得た上で適正な工期等を設定して発注することを指導してください。
交通基盤部 道路局 道路企画課	意見	件名	南海トラフ巨大地震に備えた無電柱化の実施箇所の明確化
		内容	地震などの災害時に道路上の電柱が倒れると、緊急車両等の通行に支障をきたすおそれがあるため、県では「静岡県無電柱化推進計画」(以下、「計画」という。)を策定し、防災上重要な道路における無電柱化を優先的に進めています。 令和 4 年 3 月に策定した現在の計画では、防災上重要な道路として市街地の緊急輸送路(約 820km)を整備優先箇所に位置付け、当該道路の無電柱化着手率(完了済み、または工事着手済みの延長の割合)を令和 3 年度末の 8%(62 km)から令和 7 年度末に 10%(82 km)とすることが示されており、令和 6 年度末時点の実績は 8.1%(66km)となっています。 現在の計画のペースである 4 年間で 20 km(5 km/年)の無電柱化を実施する場合、令和 8 年度以降に残る市街地の緊急輸送路の無電柱化率を 100%とするには約 150 年かかることとなるため、これら全てを 30 年以内の発生確率が 80%程度とされている南海トラフ巨大地震に備えた無電柱化の対象とするのは現実的ではありません。また、南海トラフ巨大地震における緊急車両等の通行確保において無電柱化が必要となる箇所が明確になっていません。 このため、今後予定している令和 8 年度以降の計画の策定にあたっては、南海トラフ巨大地震における緊急車両等の通行ルートにおいて、電柱倒壊リスクの高さ等を踏まえて無電柱化を優先的に実施する箇所を明確にし、指標や年次目標の設定を検討してください。
交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課	意見	件名	水門や陸閘等の河川管理施設における動作不良時の対応
		内容	県では、津波や洪水から県民の生命・財産を守る上で重要な役割を果たす水門や陸閘等の河川管理施設 156 施設のうち 46 施設は電動操作により門扉の開閉が行われていますが、令和 6 年の台風 10 号に伴う大雨では、梅田川水門において、急激な水位変動を

監査箇所	区分	概要	
			何らかの異常と認識したことによる門扉の動作停止が発生したため、職員による現地での手動解放を要しました。 当該事案は特異なケースであったということですが、有事における不測の事態による動作不良は、他の河川管理施設においても発生する可能性があり、発生した際の迅速かつ適切な初動態勢が求められる一方で、施設の設置環境や発生時の時間帯、気象条件、道路交通状況等によっては職員や委託業者が現地に行くことが困難となるケースも考えられるため、動作不良時の状況に応じた対応を明確化することが重要です。 このため、出先機関に対して、有事における河川管理施設の動作不良時への対応を確認し、動作不良時の状況に応じた具体的な対応をマニュアル等により明確化するとともに訓練の実施に努めるよう指導してください。
出納局 会計総務課	意見	件名	資金の効率的な運用
		内容	出納局では、毎月各所属から報告を受けた収支見込額を基に資金計画を策定し、運用可能な額を把握しています。しかしながら、令和6年度にも収支見込額の実績との乖離について会計事務指導検査において度々指摘がされるなど、各所属において、収支見込額が資金運用に与える影響についての認識が不足しているおそれがあります。 また、令和6年3月に日本銀行の金融政策の変更によりマイナス金利が解除されて以降、段階的に短期金利が上昇して令和7年1月には0.5%となっており、1か月などの短期間の預託による運用が可能になるなど、金利上昇による運用益の増加や運用方法の多様化が見込める環境となっています。 つきましては、運用額を増やすことはますます重要となりますので、各所属に対して資金計画の重要性の周知を徹底し、精度の高い資金計画を策定できるよう努めてください。 また、他の自治体から運用方法に係る情報収集を行うなどにより視野を広げ、確実な運用を基本としながらも効率的な運用により運用益の確保に努めてください。
出納局 用度課	意見	件名	高速道路利用料の割引制度の活用
		内容	出納局では、公用車の高速道路利用料について、用度課が所管する物品調達事務等特別会計により各所属分をまとめて支払いをしています。高速道路利用料の割引制度の活用については予算を執行する各所属の判断により行っており、統一的な取扱いはありません。 高速道路利用料の割引制度のうち、自動的に適用される割引や期間や地域が限定された割引を除き、広く適用できる主な割引制度としては、ETCマイレージサービス及び大口・多頻度割引制度があります。 割引制度の活用状況を確認したところ、公用車に係るETCスルーカード保有枚数に対してETCマイレージサービスによる割引サービスを受けるためのマイレージ登録数は、令和6年度末時点において55.5%でした。また、大口・多頻度割引制度による割引額について試算したところ、1台あたりの高速道路利用料が年額165,960円を超える場合はETCマイレージサービスよりも経済的となる可能性があります。活用しておらず、割引制度を十分に活用しているとは言えない状況です。

監査箇所	区分	概要	
			つきましては、公用車の高速道路利用料について、利用実態等を踏まえてより経済的な割引制度を活用して経費削減を徹底するよう各所属に対し周知するとともに、各所属における割引制度の活用状況を把握し、公用車に係る経費の削減に取り組んでください。
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶の取組
		内容	教育委員会では児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶を重点取組に掲げ、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策として、性暴力等防止に向けた研修資料の作成や初動対応マニュアルの作成、学校相談体制の周知、セクハラアンケートの実施などに取り組んでいます。 このような取組により、児童生徒性暴力等による懲戒処分は、令和5年度の4件から令和6年度の2件に減少しましたが、未だ根絶していないのが現状です。 最近では、近隣県において、児童生徒を盗撮した画像をSNSで共有した教職員が摘発される事件が発生し、児童生徒にとって、安全安心であるはずの学校や教育への信用が揺らいでいます。本県の県立学校では、写真等の撮影には公用のカメラ等の使用を原則としているものの、必要に応じて教職員が個人で所有するカメラ等の使用も許容しているとのことでした。また、教職員と児童生徒との私的なSNS等のやりとりを禁止していますが、そのことについて保護者等にどの程度認識されているか教育委員会では明確に把握できていません。 盗撮事案や、児童生徒とのSNS等によるやりとりから発展する児童生徒性暴力等事案の発生を未然に防ぐため、教育現場への教職員個人が所有するカメラ等の持込の禁止やスマートフォン・SNS等の使用制限など、効果的な取組を行うほか、児童生徒や保護者等に対してそれらの取組について周知を徹底し、信頼確保に努めてください。
教育委員会事務局 教育政策課	意見	件名	いじめ対策の効果的な実施
		内容	教育政策課では、いじめ防止対策推進法および静岡県子どもいじめ防止条例に基づき、「静岡県人権教育の手引き」の活用や「いじめ防止啓発強調月間」を通じて、いじめ防止の取組を推進しています。いじめが発生する要因について確認した結果、学校が集団生活の場である以上、児童生徒間で心理的または物理的な影響を与える行為が発生する可能性は避けがたいとされています。そのため、いじめを予防するためには、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の趣旨を十分に理解し、人権教育を積極的に推進することを必要としています。 一方で、県教育委員会では、学校におけるいじめ防止対策推進法に基づく対策委員会の開催状況を具体的に把握しておらず、また対策委員会の在り方について指導を行っていない現状があります。また、成果指標として「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」を挙げていますが、この指標の令和6年度の実績値は小学校55.4%、中学校66.5%からそれぞれ小学校で27.7ポイント、中学校で14.4ポイント低下しており、この原因についても十分に把握されていません。 いじめは当事者にとって耐えがたい苦痛を伴い、場合によっては進路変更を余儀なくされるなど、人生に多大な影響を及ぼします。そのため、対策の重要性を伝えるだけでなく、学校の現状を的確に把握し、具体的かつ効果的ないじめ対策を実施できるよう学校への支援を進めてください。

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 高校教育課	意見	件名	行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施
		内容	高校教育課は令和6年3月に策定された「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」に基づいて、各学校が魅力を高め新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりを目指すため、「行きたい学校づくり」推進事業による取組を実施しています。 この取組として、「新たな価値を生み出す想像力」や「イノベーションな思考」を持ったアントレプレナーとなる高校生の育成を目的として令和6年度はイノベーションラボを実施し、選考を通過した32人が参加して合宿等を行い、企業視察や起業家等との交流を実施しました。参加に関しては高校生各自が応募するものであり、この取組は特定の生徒に対する効果はあっても、「行きたい学校づくり」に寄与しているとは言い難い内容です。県立高校の魅力が高められ、新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりに寄与できるよう、効果的な事業を実施してください。
教育委員会事務局 健康体育課	意見	件名	ヘルメット着用の促進
		内容	自転車マナーの向上や自転車乗車時のヘルメット着用率を向上させるため、昨年度の監査において、くらし・環境部、教育委員会、警察本部が協力し、効果的で実行性のある取組を推進するよう意見を付したところ、教育委員会では、生徒が参加するグループワークの実施やチラシや副読本などの配布を実施しました。 しかしながら、令和6年11月1日時点で全日制公立高校のヘルメット着用率は5.81%となっており、依然として向上しているとは言えない状況です。また、前述のグループワークの結果から、校則や自転車通学許可条件（以下「ルール」という）として規定することで着用率の向上が見込めると認識されているにもかかわらず、ルール化を検討している学校は令和7年度から実施を予定している学校を含めても数校にとどまっています。 生徒の安全は、勉強や部活動、その他の学校行事に優先されるべきものであり、ヘルメット着用に関し、現在の取組で十分とは言えない状況にあります。また、ヘルメットの着用は、法律では努力義務という位置付けですが、警察本部の分析では自転車事故の3割が高校生であり、自転車事故に対する対策は喫緊の課題と考えます。 既に一部の学校で実施されているように、ヘルメットの着用を自転車通学の許可条件とするなど、県内の県立学校における統一的なルールの策定を検討してください。
教育委員会事務局 社会教育課	意見	件名	施設開放に伴う学校の事務負担の軽減
		内容	社会教育課では、社会教育法第44条第1項の規定に基づき、県立学校の施設を社会教育に活用できるよう、「静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱」を平成13年1月に制定しました。これにより、各学校では地域住民に対して学校施設を開放しており、令和6年度には高校で86.2%、特別支援学校で52.5%の学校が体育施設を開放している状況です。 各県立学校への監査において、施設開放の実施に係る調査を行ったところ、以下の意見がありました。 ・利用者実費負担額の算出事務が煩雑であり負担が生じている。 ・利用団体による利用者実費負担額の納入遅延に対する督促事務等の負担が生じている。 ・施設開放に伴う防犯対策の業務が必要となっている。 ・施設利用団体との鍵の受け渡し時間が時間外に発生する場合がある。

監査箇所	区分	概要	
			・施設開放による学校施設の摩耗に対する修繕等について特段の予算的な配慮がされない。 学校施設であっても、積極的に県民に活用してもらうべきである一方、教員や学校事務職員の追加負担の軽減も、重要な問題と考えます。 教育委員会事務局において、他県で導入例のある使用料金の定額料金制の導入や修繕予算の獲得を検討するなど、学校や他課と連携した取組を実施してください。
警察本部 警務部 監察課	意見	件名	不祥事根絶の取組
		内容	警察本部では、これまでも、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に対する指導教育等に取り組み、非違事案・不適正事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努めていましたが、令和5年に入って複数の逮捕者を出したことから、さらなる取組強化を行ってきたところです。 そうした中で、昨年度の監査において、不祥事を自分事として意識する取組も重要との意見を出したところですが、「ゼミ形式の討議」を実施をするなどの取組も始められたようです。 しかしながら、令和7年に入ってから、逮捕者が続けて発生し、半年だけで、4名の逮捕者を出しています。公務上においても、実弾入り拳銃を置き忘れたり、内規に反して持ち出した個人情報を含む捜査関係書類等を一時紛失するなど、あってはならない事態が発生しています。 警察本部では、前述のとおり、不祥事を自分事と捉えられるような取組も始められました。しかし、内部にも、不祥事事案の情報共有が十分にされずにいることが、効果的な対策を講じられていない一因との声もあるようです。不祥事を自分事として捉えるのには、指導教育において情報共有されることが必須であると考えます。共有される情報は、より身近かであればあるほど、自分事と捉えやすいものです。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し、県民の信頼確保に努めてください。
警察本部 交通部 交通規制課	意見	件名	信号柱の適切な管理
		内容	令和6年度には、県内の2か所で、信号柱が倒壊するという事故が発生しました。 信号柱には、コンクリート柱と鋼管柱の2種類がありますが、事故の発生した信号柱は、いずれもコンクリート柱で、老朽化によって横クラックが発生し、そこから雨水等が浸入し、内部の鉄筋を腐食させることで、倒壊に至ったとのことでした。 県内の信号柱は、令和6年度末現在で26,001本のうち、コンクリート柱16,267本の60.4%が耐用年数の42年を超えており、耐用年数が50年の鋼管柱9,734本の15.5%に比べ、老朽化が進んでいます。 警察本部では、今回の事故を受けて倒壊リスクのある422本を洗い出し、令和6年度と7年度の2年で緊急の更新を行うことにしました。 しかし、これは老朽化した信号柱のごく一部に過ぎず、倒壊すると人命に影響を及ぼすことにもなりかねません。そのため、定期的に点検し倒壊リスクのある信号柱を確実に把握することなどによって、計画的に更新してください。

事業の根拠法令調

種 別	根 拠 法 令
財務監査	地方自治法第199条第1項
行政監査	地方自治法第199条第2項
定期監査	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項
随時監査	地方自治法第199条第1項及び第5項
臨時監査	地方自治法第199条第2項
財政的援助団体監査	地方自治法第199条第7項
監査結果の報告・公表	地方自治法第199条第9項
監査結果の意見提出	地方自治法第199条第10項
決算審査	地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
内部統制評価報告書審査	地方自治法第150条第5項
例月出納検査	地方自治法第235条の2第1項
基金運用状況審査	地方自治法第241条第5項
住民監査請求に基づく監査	地方自治法第242条

監査の実施方法による種類

職 員 配 置 調

（ 令和 8 年 4 月 1 日 現在 ）

区 分		総務課	監査課	計
配 置 職 員	職員(事)	1 人 (5 人)	1 2 人	1 3 人 (5 人)
	職員(技)		3 人	3 人
	暫定再任用職員(事)		3 人	3 人
	暫定再任用職員(技)			
	計	1 人 (5 人)	1 8 人	1 9 人 (5 人)
	会計年度任用職員	1 人		1 人
	臨時的任用職員			
	計	1 人		1 人
合計		2 人 (5 人)	1 8 人	2 0 人 (5 人)

（ 注 ） 事務局長は総務課に含む。併任職員は（ ）書きで外数

余白

令和 7 年 度 歳 入

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				調 定 額 A
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源充当額	計	
款 14 諸 収 入	円 357,000	円 82,000	円 0	円 275,000	円 276,910
項 7 雑 入	357,000	82,000	0	275,000	276,910
目 2 雑 入	357,000	82,000	0	275,000	276,910
節 81 保 険 料 金 負 担 金	357,000	82,000	0	275,000	274,520
節 84 雑 収	0	0	0	0	2,390
計	357,000	82,000	0	275,000	276,910

予 算 執 行 状 況 調

収入済額		不 納 欠損額 D	収 入 未済額 E	予算現額 に対する 収入済額 の増減	収入歩合 $\frac{B + C}{A - D}$	納期内 収入率 $\frac{B}{A - D}$	摘 要
納期内 B	納期後 C						
円 276,910	円 0	円 0	円 0	円 1,910	% 100	% 100	
276,910	0	0	0	1,910	100	100	
276,910	0	0	0	1,910	100	100	
274,520	0	0	0	480	100	100	
2,390	0	0	0	2,390	100	100	
276,910	0	0	0	1,910	100	100	

預 金 調

(令和8年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 円	摘 要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259524	監査委員事務局 資金前渡者 次長兼総務課長	71,930	有料道路代、交際費等の継続 的資金前渡用
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259580	(自振口)監査委員 事務局資金前渡者 次長兼総務課長	0	社会保険料
残 高 合 計				71,930	

郵 券 等 受 払 調

(令和8年3月31日現在)

(単位:枚、円)

区 分	種 類	令和6年度						令和7年度						差引現在高		摘 要	
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出					
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		
タクシー チケット	静岡市 タクシー 事業協 同組合	0		60		0		0		60		0		0		使用	
						0						0					廃棄
						60						60					用度課 返納

余白

令和7年度歳出予算執行状況調

(一般会計)

科 目	予 算 現 額					支出済額
	当初予算額	補正予算額	継続費・ 繰越事業 費繰越額	予備費支出・ 流用増減	計	
	円	円	円	円	円	円
第3款						
総務費	287,696,000	13,886,000	0	0	273,810,000	271,401,918
第5項						
監査委員費	287,696,000	13,886,000	0	0	273,810,000	271,401,918
第1目						
委員費	35,494,000	1,088,000	0	0	34,406,000	34,057,283
						(33,646,297)
委員給与費	34,985,000	1,087,000	0	0	33,898,000	33,646,297
						(410,986)
委員活動費	509,000	1,000	0	0	508,000	410,986
第2目						
事務局費	252,202,000	12,798,000	0	0	239,404,000	237,344,635
						(168,899,151)
職員給与費	182,092,000	11,737,000	0	0	170,355,000	168,899,151
						(8,235,884)
事務局 運営活動費	9,580,000	741,000	0	0	8,839,000	8,235,884
						(60,209,600)
監査業務の アウトソーシング 推進費	60,530,000	320,000	0	0	60,210,000	60,209,600
合 計	287,696,000	13,886,000	0	0	273,810,000	271,401,918

翌年度 繰越額	不 用 額	特定財源額 (決算額)	摘 要
円	円	円	
0	2,408,082	0	
0	2,408,082	0	
0	348,717	0	
(0)	(251,703)		監査委員の給与費である。 不用額は人件費の確定によるものである。
0	251,703	0	
(0)	(97,014)		監査委員の出張旅費である。 不用額は旅費の確定によるものである。
0	97,014	0	
0	2,059,365	0	
(0)	(1,455,849)		事務局職員の給与費である。 不用額は人件費の確定によるものである。
0	1,455,849	0	
(0)	(603,116)		定期監査等に要した経費である。 不用額は事務費の節約等によるものである。
0	603,116	0	
(0)	(400)		
0	400	0	
0	2,408,082	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節 名	会 計	款	項	目	執 行 済 額 (円)		
					令和6年度	令和7年度	
							左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委 託 料	一般会計	総務費	監査委員費	事務局費		60,209,600	
計					55,837,000	60,209,600	0
(14) 工 事 請 負 費						0	
計					0	0	0
(16) 公有財産 購 入 費						0	
計					0	0	0
(17) 備 品 購 入 費						0	
計					0	0	0
(18) 負担金、 補助金及 び交付金	一般会計	総務費	監査委員費	事務局費		205,200	
計					67,100	205,200	0
(21) 補償、補 填及び賠 償金						0	
計					0	0	0

余白

委 託 料 に

整理 番号	委託業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額		
				当初額	変更増減額	計
			円	円	円	円
1	静岡県監査委員の行う監査に係る 予備監査業務等委託（Ａ）	公認会計士 公会計監査 団静岡 代表理事 和泉清明	37,572,000	37,571,600	0	37,571,600
2	静岡県監査委員の行う監査に係る 予備監査業務等委託（Ｂ）	芙蓉監査法人	17,556,000	17,556,000	0	17,556,000
3	静岡県監査委員の行う監査に係る 予備監査業務等委託（Ｃ）	芙蓉監査法人	5,280,000	5,082,000	0	5,082,000
4	産業廃棄物処理業務委託	ミナミ金属株式会社	16,500	16,500	0	16,500
	事務関係計	4 件	60,424,500	60,226,100	0	60,226,100
	合計	4 件	60,424,500	60,226,100	0	60,226,100

関 する 調

(令和7年度)

契約締結 方法	契約期間	支 出 年月日	金 額	委託業務 の内容	摘要
随契	R7. 4.28 ~ R8. 3.31	R7.5.30 R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.10.10 R7.11.14 R7.12.12 R8.1.16 R8.2.13 R8.2.27 小計	円 201,800 2,926,100 5,852,200 2,421,600 3,127,900 4,843,200 6,255,800 6,154,900 4,439,600 1,348,500 37,571,600	財務事務に係る 予備監査業務	随契 2号 (不適)
随契	R7. 4.28 ~ R8. 3.31	R7.5.30 R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.9.26 R7.10.24 R7.11.28 R7.12.24 R8.1.21 R8.2.24 小計	132,000 792,000 4,092,000 990,000 1,188,000 1,980,000 2,244,000 3,234,000 2,442,000 462,000 17,556,000	財務事務に係る 予備監査業務	随契 2号 (不適)
随契	R7. 4.28 ~ R8. 3.31	R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.9.26 R7.10.24 R7.11.28 R7.12.24 R8.1.21 R8.2.24 R8.3.27 R8.4.13 小計	462,000 462,000 462,000 462,000 462,000 462,000 462,000 462,000 462,000 462,000 462,000 5,082,000	財務事務に係る 例月出納予備検査業務	随契 2号 (不適)
随契	R8. 2. 2 ~ R8. 3.13	R8.3.17	16,500	パソコンの廃棄処分	随契 1号 (少額)
			60,226,100		
			60,226,100		

負担金支出調

（令和 7 年度）
（令和 8 年 3 月 31 日現在）

整理 番号	負担金名	交付先	負担 根拠	事業内容	負担金額	支出 年月日
1	分担金	全都道府県 監査委員協議会連合会	会則	全都道府県監査委員協議会連合会 分担金の支出	円 60,000	R7.5.2
2	講習会等 参加費	(一社)日本経営協会 九州本部	開催 通知	住民監査請求と住民訴訟をめぐる法 実務【オンライン中継】	36,300	R7.9.12
3	〃	(一社)日本経営協会 九州本部	〃	新任担当者のための地方公営企業会 計入門講座【オンライン中継】	36,300	R7.9.12
4	〃	(一社)日本経営協会 中部本部	〃	【行政管理オンライン講座】地方公 共団体の内部統制の実務	36,300	R8.2.16
5	〃	(一社)日本経営協会 関西本部	〃	【オンライン中継】わかりやすい地 方公営企業会計の基礎実務	36,300	R8.2.20
6						
7						
8						
計		5 件			205,200	

備 品 ・ 図 書 調

(令和 7 年度)

(令和 8 年 3 月 31 日 現 在)

区 分	令和 7 年 3 月 31 日 現 在	増		減		令和 8 年 3 月 31 日 現 在
	数 量	数 量	購入価格	数 量	売却価格	数 量
0 1—0 1 机類	1	(0) 0	円 0	(0) 0	円 0	1
0 1—0 3 いす類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
0 1 - 0 4 収納保管庫類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
0 1 - 0 7 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
0 1 - 1 0 印判類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
0 2 - 0 1 情報処理機器類	5	(2) 2	0	(0) 2	0	5
0 2 - 0 2 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
5 0 - 0 1 図書	14	(0) 0	0	(0) 0	0	14
計	32	(2) 2	0	(0) 2	0	32

(注) 管理換え、分類換え及び区分換えについては、「増減数量」欄の () 欄に再掲する。

主 要 備 品 調

(令和 8 年 3 月 31 日 現 在)

整理 番号	区分		品 名・規 格	利 用 状 況	購 入 年 月	購 入 金 額
	大・中	小				
1	1 - 0 4	その他の収納 保管庫	横スライド書庫	常時使用 (年間 365 日) 書類収納用	平成 11 年 5 月	円 1,047,900